

議員提出第1号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年3月23日提出

安城市議会議員	早	川	建	一
〃	石	川		忍
〃	松	浦	満	康
〃	坂	部	隆	志
〃	野	場	慶	徳
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「8人」を「7人」に改める。

第4条第2項及び第6条第2項中「9人」を「8人」に改める。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の第20条の規定は、なおその効力を有する。

一提案理由一

この案を提出したのは、安城市議会の議員の定数を定める条例の改正等に伴い、必要があるため。

議員提出第2号議案

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成27年3月23日

安城市議会議員	二	村	守
〃	石	川	忍
〃	松	浦	満
〃	宮	川	金彦
〃	坂	部	隆志
〃	早	川	建一
〃	野	場	慶徳
〃	法	福	洋子

—提案理由—

この案を提出したのは、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等について、国に要望するため。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する意見書

我が国には、B型又はC型肝炎ウイルス感染者が、合わせて350万人以上いると推計されており、肝炎対策基本法で国の責任と肝炎患者を救済する責務が明確となっている。

現在、肝炎治療特別促進事業により医療費助成が行われているが、対象となる治療が限定されており、症状がより重篤化した肝硬変・肝がんの治療が助成対象となっていないことから、患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況となっている。

また、肝臓の機能障害は身体障害者福祉法上の身体障害とされているが、認定基準が患者の実態に応じたものとなっていないため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度を早期に創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害に係る認定基準を緩和し、肝硬変・肝がん等の患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

安城市議会

議員提出第3号議案

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの
推進を求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成27年3月23日

安城市議会議員	法	福	洋	子
〃	石	川		忍
〃	松	浦	満	康
〃	宮	川	金	彦
〃	坂	部	隆	志
〃	早	川	建	一
〃	野	場	慶	徳
〃	二	村		守

—提案理由—

この案を提出したのは、軽度外傷性脳損傷について広く周知を図ること及び高次脳機能障害の労災認定が適切に行われるよう取り組みを進めることを国に要望するため。

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を始め、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人から様々な自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には、経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しむ状況も見受けられる。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
- 2 画像所見が認められない高次脳機能障害の労災認定に当たっては、厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき、適切に認定が行われるよう、取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

安城市議会

議員提出第4号議案

年金積立金の適正運用の確保に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成27年3月23日

安城市議会議員	坂	部	隆	志
〃	石	川		忍
〃	松	浦	満	康
〃	宮	川	金	彦
〃	早	川	建	一
〃	野	場	慶	徳
〃	二	村		守
〃	法	福	洋	子

—提案理由—

この案を提出したのは、年金積立金の適正運用の確保について、国に要望するため。

年金積立金の適正運用の確保に関する意見書

我が国では、高齢者世帯の収入の約7割を公的年金が占めており、また、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

こうした中、政府は、公的資金等の運用について、デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国の経済の状況を踏まえ、運用対象の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直しを進めることとしている。

また、公的年金の積立金の運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、昨年10月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ、株式の割合を引き上げるなどの運用方法の見直しを行うとともに、内部統制やリスク管理体制の強化等を行うこととしている。

もとより、年金積立金の運用は、年金財政・年金制度と密接に関わるものであり、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないように、長期的な健全性を確保していかなければならない。

よって、国におかれては、年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 年金積立金の運用は、引き続き、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと
- 2 年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にGPIFのガバナンス体制の強化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月23日

安城市議会